重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一　重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　工芸史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの 〔生活文化関係〕 生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下㈡及び㈢において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの	第一　重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　工芸史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの
第二　重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者 二　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体 〔生活文化関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される生活文化（以下単に「生活文化」という。）を高度に体得している者 二　生活文化を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が一体となつて行う生活文化について、これを高度に体得している者が構成している団体の構成員 保持団体 生活文化の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該生活文化を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第二　重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者 二　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和三年文部科学省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　登録無形文化財の登録基準 （生活文化関係） 保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの ［略］	第一　登録無形文化財の登録基準 （生活文化関係） 保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	